

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の 改正を求める意見書

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)は、平成24年10月1日の施行から9年が経過した。

同法の施行により、障害者虐待の防止に関する国民の理解は着実に進み、相談・通報件数は年々増加傾向にある。また、同法は障害者虐待防止のさらなる推進のため、令和4年4月から障害者福祉施設等に対して虐待防止委員会の設置を義務づけており、同法の施行前と比べて虐待を未然に防ぐための体制の整備は格段に進められている。障害者に対する虐待は、人としての尊厳を害するものであり、いかなる時、いかなる場所であっても、起ってはならないことである。

しかしながら、昨年には、神戸市において精神科病院での卑劣な虐待事件が発覚するなど、看過することのできない痛ましい障害者虐待事件がいまだに発生している。

厚生労働省が令和2年に実施した調査では、平成27年度から令和元年度までの間に、精神科医療機関で医療従事者による虐待が疑われる事例が全国で72件あったとされている。

このような虐待を未然に防止するためには、同法に規定する虐待発見時における市町村への通報義務の対象に、現行の養護者、障害者福祉施設従事者等及び使用者による虐待のほか、医療機関における虐待についても加える必要がある。

よって、本市議会は国会及び政府に対し、虐待発見時の市町村への通報義務の対象に、医療機関における障害者虐待を加えるよう障害者虐待防止法の改正を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年12月21日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣